

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策として新たに検討すべきもの

	荷の積卸しを行う事業者の実施事項 (主として陸上貨物運送事業者)			荷の積卸し場所の管理者の実施事項 (主として荷主等)		
共通事項	1	ドライバーに積込場所の作業環境に合致した服装などの準備をさせる。	斎藤委員	1	厳し過ぎる着時刻指定がショートカットの一因となるため、余裕を持った運行時間の確保につながるオーダーを行っていただきたい。	斎藤委員
	2	雇入れ時教育や作業内容変更時の教育等標準的なカリキュラム	津留委員	2	車両の運行にあたって、運転時間、拘束時間などの制限があることを理解していただきたい。	斎藤委員
	3	荷役作業教育(特に貨物自動車運転者)の実施	堀野代理	3	積込場所の環境に留意していただきたい。(例示:暗い、狭い、床が凸凹、風が強い、雨ざらし、混雑、乱雑=4Sがされていないなど)	斎藤委員
荷役作業の墜落、転落、	1	あおりに取り付ける簡易作業床の使用	大幢委員	1	荷台の横に設置する墜落防止柵・安全ネットの用意	大幢委員
	2	タンクローリーへの給油作業時における安全带使用	大幢委員	2	プラットフォーム(移動式を含む。)の設置	大幢委員
	3	ドライバーに対するシート掛け外し、ロープ掛けなどの安全作業手順の教育を徹底する。	斎藤委員	3	タンクローリー給油設備からの墜落防止のための安全带取付設備の設置	大幢委員
	4	車両からの転落防止については、自動車メーカーや車体メーカーに対しハード部分の改善要請	津留委員			

フォークリフト	1	フォークリフトの用途外使用の禁止(規則の但し書きで認められているフォークリフトを人の昇降に使うことの禁止)(陸上貨物運送事業労働災害防止協会の災害防止規程では既に禁止している。)	大嶋委員	1	フォークリフトオペレーターに対する安全教育を徹底していただきたい。	斎藤委員
	2	ドライバーに対するフォークリフトの安全教育を実施する。(稼働中のフォークに近づかない、オペレーターからの死角、フォークの旋回など)	斎藤委員	2	ドライバーにフォークリフトを使用させる場合、構内ルールなどの事前教育を実施していただきたい。	斎藤委員
	3	作業計画の作成に関し、標準的な書式や作業指示内容・方法に関する指針	津留委員	3	フォークリフト通路と人の通路の区分け	堀野代理
	4	荷崩れ防止措置の義務化	堀野代理			
	5	シートベルト着用の義務化	堀野代理			
	6	リーチフォークのガード設置(開口部)	堀野代理			
	7	インターロックの導入	堀野代理			
	8	停止中のフォークリフトの逸走防止措置を確実にすること。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとしない。	事務局			
	9	マストとヘッドガードにはさまれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない。	事務局			
	10	運転席が上昇するフォークリフトにあっては、運転席からの墜落を防止するための手すりの設置、安全帯の使用等の措置を講じる。	事務局			
	11	急停止又は急旋回の禁止、構内速度の厳守。	事務局			
	12	バック走行時の視界を確保するため、リヤビューモニターをフォークリフトに設置する。	事務局			

クレーン	1	ドライバーに対するクレーンの安全作業手順の教育を徹底する。	斎藤委員	1	建設業等他産業の対策はどうか？(参考になりますと思います)	大嶋委員
	2	1t以上5t未満の移動式クレーン(車両積載方トラッククレーン)技能講習修了者の能力向上教育 ・アウトリガを一杯に張らないなどのルール違反が多い ・オーバーロードになることの知識不足	堀野代理	2	移動式クレーン設置場所の地耐力の確認、傾斜の修正	堀野代理
	3	定格荷重を超えて使用しないこと。	事務局	3	敷き鉄板の準備	堀野代理
				4	暗渠や埋設物の明示	堀野代理
コンベヤー	1	ドライバーがコンベヤーで事故に遭うのは、ショートカットをするためにコンベヤーを無理に跨ぐ際に発生している。 このため、ドライバーに対する指導・教育を徹底する。	斎藤委員	1	ドライバーがコンベヤーで事故に遭うのは、ショートカットをするためにコンベヤーを無理に跨ぐ際に発生している。 このため、コンベヤーを跨げないよう施設の改善又は注意書きを図っていただく。	斎藤委員
	2	緊急停止スイッチの操作方法等を記載した安全作業手順書の整備	津留委員			
人力荷役機械 (ロールボックスパレット等)	1	ロールボックスパレットを動かすときは、方向変更車輪側の外側支柱を握り(ほぼ胸の高さ)、前方に押して移動することを原則とする。	堀野代理	1	ロールボックスパレットを動かす場所の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。	事務局
	2	狭いトラックの荷台でロールボックスパレットを引き出さざるを得ないときは、荷台端を意識しながら、押せる位置まで引き出す。	堀野代理			
	3	ロールボックスパレットを移動させる場合には、前方の安全確認を心がけ、見通しの悪い場所では一時停止して確認するか、声をかける。	堀野代理			
	4	ロールボックスパレットを停止するときや、カーブを曲がるときは、2m程前から減速する。	堀野代理			
	5	重量の大きいロールボックスパレットは、2人で押すか、2人で側面から扱うこと。	堀野代理			
	6	トラックを運行する時は、ロールボックスパレットの重心に近いところをラッシングベルト等で確実に緊結する。	堀野代理			

転倒	1	転倒防止のための教育の実施	堀野代理	1	設備改善(段差をなくす、手すりを設ける、床面処理)	堀野代理
	2	整理整頓	堀野代理			
	3	靴の工夫(耐滑性・屈曲性)	堀野代理			
	4	台車等の利用(両手で持たない)	堀野代理			
動作の反動	1	人力作業→機械・道具の利用(持ち上げ、持ち運び)	堀野代理	1	人力作業→機械・道具の利用(持ち上げ、持ち運び)	堀野代理
	2	腰痛予防対策指針についての教育の実施	堀野代理			
その他	1	ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。	事務局			
	2	あおりを下ろすときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。	事務局			
	3	鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて、確実に歯止めをすること。	事務局			
	4	停止中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとしないこと。	事務局			

提言等	1	荷役作業の墜落、転落防止に使う、あおり板に設置する作業床の普及等について検討が必要ではないか。	大幢委員
	2	荷主の規模も様々、積み卸し先(工場・配送センター・倉庫・店舗・農家・個人宅等々)も様々、積荷(段ボール・機械類・鋼材・ドラム缶・石材等々)も様々、車両(平ボディ・ウイング車・後方一方開きの箱車・クレーン搭載車・タンクローリー・冷凍冷蔵車等々)も様々である。 よって、対策については、汎用性があり、共有化できる基本的なものが望ましい。	斎藤委員
	3	全日本トラック協会では、ドライバーのための「積み卸し・シートがけ・個縛の安全作業マニュアル」や「荷役作業安全マニュアル」を作成して、会員に配布している。(12月25日に何部か持参いたします)	斎藤委員
	4	事業者や労災惹起者が危険な作業、危険な動作という危険の感受性の低下が原因で労働災害が発生している。安全対策ではハード部分の対策が一番効果があるが、ソフト部分の充実も必要と考える。 については、陸運事業者に対して今以上に危険予知活動を積極的に取り組む土壌(文化)作りが必要と考える。 そのためには安全教育に関する体制作りや社内制度を充実させ労働災害撲滅に向けた有効事例の紹介を厚生労働省HPにアップできる仕組みづくりを展開できれば、小零細企業でも労働災害撲滅に取り組めると考える。	津留委員
	5	元来、貨物自動車運転者にとって荷役作業は専門外の作業でしたが、近年は運転業務の付帯作業として常態化しています。しかしながら元々、荷役作業のプロフェッショナルではなく、荷役作業についての教育訓練が不十分であり、また、1人作業の場合は作業指揮者の選任も不要のため、作業指揮者教育も受講していないケースも多いと思われます。 よって、貨物自動車運転者が単独であるいは荷主等と混在で荷役作業を実施する場合を想定した、荷役作業教育が必要であると思います。	堀野代理